

論 說

ドイツ帝國主義と貿易政策

——一九〇二年関稅改革を中心として——

藤 村 幸 雄

目 次

まえがき

一 関稅改革の背景

二 新関稅法の内容

三 新関稅法の役割と意義

ま え が き

一九世紀末葉以降、第一次大戦の勃発にいたるまでのいわゆる古典的帝國主義段階における貿易政策の基本的手段は、いふまでもなく関稅政策であり、その主要な役割は、價格規制をつうじて国内市場から外国の競争を排除し、超過利潤ないし独占利潤の取得を保證して、カルテルなどの独占的組織の形成を促進する点にあった。この点は、

説  
い  
わ  
ゆ  
る  
カ  
ル  
テ  
ル  
保  
護  
関  
税  
と  
し  
て、  
ヒ  
ル  
フ  
ア  
デ  
ィ  
ン  
グ  
の  
『  
金  
融  
資  
本  
論  
』  
に  
お  
け  
る  
古  
典  
的  
規  
定  
以  
来、  
わ  
れ  
わ  
れ  
が  
い  
わ

ば定式的に理解してきたところである。

論  
ド  
イ  
ツ  
に  
お  
け  
る  
か  
か  
る  
保  
護  
関  
税  
は、  
一  
八  
七  
九  
年  
の  
ビ  
ス  
マ  
ル  
ク  
に  
よ  
る  
関  
税  
改  
革  
に  
よ  
つ  
て  
端  
緒  
を  
お  
か  
れ、  
そ  
の  
ご  
曲  
折

をへたのち、金融資本の本格的形成を背景として打ち出された一九〇二年の関税改革によって確立したといわれている。小稿は、ふつう帝国主義的関税政策の典型とされる一九〇二年の関税改革をとりあげて、その背景や内容について考察し、その帝国主義的といわれる意義をさまざまの角度から検討しようとするものである。いうまでもなく関税をめぐる諸問題は、きわめて多面的かつ複雑な諸要因をふくみ、かんたんには処理し得ない性質のもので、また紙幅の制約もあつて詳細な展開は別稿にゆずらざるを得ず、ここでの考察は未熟な試論の域を出ないものである。

やや結論を先取りして述べれば、上述のようなヒルファディング以来の定式的理解は、全体としては誤りがないにしても、関税の帝国主義的性質をどこに求めるかについては、なお検討すべき多くの問題を残しているようにおもわれる。ビスマルクによる保護関税政策への転換以来、第一次大戦にいたるまでの関税政策の展開をめぐる重要な問題は、要約すれば次の二点、すなわち第一に、国内的には複雑な対立をはらむ重工業における独占的組織の利害とユンカーを中心とする国内農業の利害を、金融資本の円滑な再生産の保持という視点からいかに調整するか、第二に、対外的には国内市場の確保という消極的、防衛的な側面と輸出市場の拡張という積極的、攻勢的な側面とをどのように結びつけるかという点にあった。一九〇二年の関税改革は、ほんらい矛盾、対立をはらむこれらの諸要請を金融資本の主導のもとに、きわめて巧妙なたちで妥協的に調整しようとするものにはかならなかつた。

以下、第一項において改革の実施にいたる背景や諸原因を概観し、第二項で改革の具体的内容および新関税法を基準として更新された通商条約について考察し、ついで第三項においては、新関税率および更新された通商条約のもつ帝國主義的貿易政策としての役割ないし意義について検討してみたい。

## 一 関税改革の背景

一八七三年にはじまる大不況を背景にして、七九年にビスマルクによってなされた関税改革は、ドイツ貿易政策の展開のうえで重要な画期をなし、「保護関税の機能における一つの変化の開始」<sup>(1)</sup>を意味するものであったが、この時期には、いまだ強力な独占的組織の形成はみられず、したがって、関税を独占利潤獲得の手段として利用するまでには至らなかつた。この改革はさまざまの階層の複雑な利害を反映して、主要穀物および銑鉄を中心とする工業製品に保護関税を設定したものであるが、その性格はすくなくとも当初においては、急激的な不況対策的色彩の強いものであった。そのご、八〇年代をつうじて関税率は、農産物を中心としてしばしば引上げられ、七九年には一〇〇キログラムあたり一マルクであつた小麦およびライ麦の輸入税率は、八五年には三マルク、八七年には五マルクにまで高められている。これはおりからの農業恐慌の深化にともなつて農産物価格が崩落をつづけたことに對処して、ユンカーを中心とする国内農業の保護の強化をはかつたものにほかならなかつた。しかし、かかる政策は、一面では生計費の高騰をつうじて労賃の上昇をまねき、ドイツ工業製品の對外競争力を弱め、他面では諸外国の報復的な関税引上げを誘發して輸出市場を狭める結果となり、工業製品の輸出拡大のため、なんらかの貿易政策の転

説  
換が要請されることになった。一八九〇年代に登場するカプリヴィのいわゆる「新コース」政策は、かかる要請に  
対応するものであった。

九〇年代に展開をみた「新コース」政策の一環としての貿易政策の主たる内容は、中・東欧の主要貿易相手国七カ国とのあいだに関税率の相互的軽減を骨子とする通商条約網（いわゆる中欧通商条約体系 *Mitteleuropaische Handelsvertragssystem*）を形成し、通商関係の長期的安定をつうじて、ドイツ工業製品の輸出市場の確保、拡大をはかる点にあった。かかる政策の展開は、ドイツの貿易構造の変容を促進する効果をもち、締約国との貿易、とくに工業製品輸出の増大となってあらわれ、九〇年代後半においては、大不況からの脱出の一原因となったのである。この時期のドイツ貿易、とくに輸出面の地域別編成におけるヨーロッパ地域への集中傾向は、さまざまの要因にもとづくものであるが、通商条約政策が一つの役割を果たしたものと考えられる。

しかし、カプリヴィの「新コース」政策は、早くも九〇年代後半には、種々の点で行きづまりを生じ、貿易政策の再転換—保護政策の再強化が促されることになった。かような情勢をもたらした諸原因を列挙的に要約するならば、(1)戦艦艦隊の建設とそれともなう財源調達問題 (2)農業恐慌の深化にともなうユンカーの保護再強化の要請 (3)帝国主義列強間の国際市場争奪戦の激化 (4)対労働者問題をあげることができよう。

まず第一に、ドイツの植民地ないし勢力圏の獲得というかたちでの帝国主義的進出は、先進国イギリスにくらべて非常におくれ、ようやく一八八四年頃から積極化するものであるが、このことは、それまでのイギリスの植民地独占を脅かし、植民地分割闘争における両国の関係を極度に緊迫化せしめ、軍備とくに強力な海軍力の保持が必須の課題となったのである。そのための具体策として、二回にわたって艦隊法 *Floottenbaugesetz* の制定がなされ、(一

第1表 主要穀物價格の推移

(1000キログラムあたりマルク)

年次	小麦	ライ麦	大麦	からす麦
1891	222	208	171	162
92	189	178	156	149
93	152	135	143	158
94	135	118	132	139
95	140	121	125	121
96	153	122	130	126
97	165	126	135	134
98	186	145	149	148
99	155	143	144	137
1900	150	143	143	137

Gerloff, W., *Deutsche Zoll und Handelspolitik*, 1920, S. 84. による。

八九八年三月の第一次艦隊法、および一九〇〇年六月の第二次艦隊法、戦艦艦隊の建造が義務づけられたが、その実行財源としては、わずかに若干の印紙税の引上げと、火酒などに対する関税引上げが可決されたのみで、十分な収入源を確保することなく決定されたのである。おりから帝國財政は植民地経営費、軍事費、国債費、社会政策費などを中心として経費の膨脹をまねいたのに対して、歳入は一九〇〇年の恐慌とそれにつづく不況の過程で伸びなやみ、連年赤字を生じ、艦隊建設財源の余裕はなく、どうしても税収入、とくに関税収入の増加をはかる必要があり、関税率の再引上げが要請されたのである。

第二の原因として、九〇年代における農業者の農業恐慌の重圧に加えて、通商条約政策による穀物関税率の引下げの影響があらわれて、第1表に示すように、穀物價格の低落が激化し、ユンカーを中心とする国内農業関係者から、農業保護の再強化を要求する運動がたかまったことがあげられる。そのための組織としては、すでに九三年二月、農業者同盟 Bund der Landwirte が結成され、全農産物に対する「つりあいのとれた保護、Gleichmassigen Schutz」の実現を中心とする綱領をかかげて運動を展開し、とくに九四年以後はいわゆる三大手段 *Große Mitteln* (国内消費向外国穀物の国家専売をめざすカーニッツ提案、金銀復本位制導入および投機防止のための取引所改革) をもって強力な闘争がくり返された。九七年以降、表示のように穀物價格がいくぶん上昇に転じると、今度は農業者の不足 *Leutenot* を訴えて農業保護の強化を要求した。これらの

運動は、九〇年代には一部を除いてみるべき成果をあげたとはいえなかったが、政治的にはきわめて強固な組織に発展し、関税政策の再転換を実現するための重要な背景となったのである。

第三の原因として、この時期に、アメリカ、フランス、オーストリア・ハンガリーなどの諸国が保護関税や輸出奨励金政策を強化し、従来自由貿易体制を固持してきたイギリスにおいても保護貿易運動が展開されるにいたり、帝国主義列強間の市場分割闘争がますます激化した点があげられる。これらの動きは、多分にドイツの保護政策に対する報復という面をもっていたが、とくに九七年のアメリカのデイングレイ関税法による高率の保護関税の設定と同年のカナダの対イギリス本国特惠関税制度の採用は、ドイツのアメリカおよびイギリスに対する通商関係を緊迫せしめ、ドイツとしては、世界市場における競争戦に対処するためには、保護政策を一段と強化する必要に迫られたのである。

さいごに第四の原因として、対労働者問題が指摘される。労働者階級の勢力は、九〇年代をつうじて発展の一途をたどり、帝国議会における社会民主党の議席数は選挙のたびごとに飛躍的伸長をとげた。もともと労働運動の内部には、周知のように、しだいに改良ないし修正主義的傾向が滲透し、ドイツの通商・関税政策にかんしても、かならずしも一致した態度がとられたわけではないが、一般的には保護関税体系の維持強化策に反対し、そのための組織的な運動が強力に展開された。おりから本格的な形成をみつつあった金融資本としては、かかる強力な労働運動に対抗するためには、「新コース」政策のもとで離反していたユニカーを中心とする国内の農業的利害との結合をはかり、支配体制を強化する必要がある。かような事情がビュローウ宰相のもとでのいわゆる「結集政策」Sammlungspolitik の登場を裏づける背景となっていたのであって、保護政策の再強化による金融資本の利害と農

業的利害との調整は、この政策の不可欠の一環をかたちづくるものにほかならなかった。

上述のような諸事情を背景として、一八九七年以降、新関税法制定のための準備が開始された。それは形式的にはカプリヴィ時代の諸通商条約の期限が一九〇三年一月末に到来し、その更改交渉にそなえるためであったが、実質的には保護関税の再強化をめざすものであった。そのための調査機関として、まず九七年一〇月、内務大臣ポザドウスキー Grafen Posadowsky を議長とする「*Wirtschaftlicher Ausschuss zur Begutachtung wirtschaftspolitischer Massnahmen*」が設けられ、新関税率設定のための準備調査がおこなわれた。この委員会は農業、工業および商業を代表する総計三〇人の委員で構成され、約百回にのぼる会議において、二十人以上の専門家の意見が聴取されたといわれる<sup>(5)</sup>。委員会の審議にもとづいて、新関税法案が作製され、一九〇一年一月帝國議會に提案されたが、これをきつかけとして、議會の内外において、新関税法案をめぐって激しい闘争がくり返されたのである。新関税法は、のちにみるように農業保護の再強化を骨子とするものであったが、ユンカーを中心とする農業関係者や工業独占資本家層は新法案を強力に支持した。しかし、保護関税による独占価格を享受しえない輸出向中小工業や商業資本は、新法案は通商条約政策の展開を困難ならしめて、ドイツ工業製品の輸出を減退させるものであるとして激しく反対し、ユンカーや独占資本家のあいだに激しい闘争が展開されたのである。帝國議會においても、各政党のあいだに激しい論争や議事のかげ引きがくり返されたのち、ようやく一九〇二年一月四日、第三読会において賛成二〇二、反対一〇〇、保留一で可決され<sup>(6)</sup>、ここに一九〇二年の新関税法の成立をみたのである。

- (1) Hilderling, R., *Das Finanzkapital*, 1956, SS. 541-452. 岡崎次郎訳『金融資本論』下、一九五六年、五〇ページ。
- (2) この点については、拙稿「金融資本成立期におけるドイツ貿易構造の特質」『経済学論叢』第三卷二号（一九六三年十二月）を参照された。<sup>5)</sup>
- (3) Croner, J., *Die Geschichte der Agrarischen Bewegung in Deutschland* 1909, S. 137.
- (4) Tirrell, S. R., *German Agrarian Politics after Bismarck's Fall, The Formation of the Farmers' League*, 1951, pp. 301-306. 大野英三著『ドイツ金融資本成立史論』一九五六年、一九〇〜一九一ページ。
- (5) Sartorius von Waltershausen, A., *Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815-1914*, 1923, S. 415 ff.
- (6) Beidler, F. W., *Der Kampf um den Zolltarif in Reichstag 1902, Ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Parlamentarismus*, 1929, S. 52.

## 二 新関税法の内容

かくして成立した一九〇二年新関税法は、形式的には全文一六条の関税法と付属関税率表から成り、その内容は複雑多岐にわたっているが、重要な特徴はおよそ次の三点に要約することができる。<sup>(1)</sup>

まず第一の特徴として、税率構成をみると、工業原料および補助原料については、国内で生産されないかあるいは供給が不十分なものに対しては、関税の廃止、軽減もしくは現行関税水準の据置をはかっている。加工輸出用半製品の税率は輸出競争力が阻害されない範囲にとどめ、一般工業製品については鉄鋼製品、綿製品、羊毛製品などはおおむね引上げられたが、銑鉄は一八七九年のビスマルク関税改革以来の一〇〇キログラムあたり一マルクの税率がそのまま据置かれた。農産物は、そのほとんどが相当大幅に引上げられたが、とくに小麦、ライ麦、からす麦、



第2表 新関税法の主要穀物税率

(100キログラムあたりマルク)

	従来の協定税率	新関税率	
		(最高)	(最低)
小麦	3.50	7.50	5.50
ライ麦	3.50	7.00	5.00
からす麦	2.80	7.00	5.00
大麦	2.00	7.00	4.00
穀粉	7.25	18.75	
麦芽(大麦)	3.60	10.25	

Croner, J., Die Geschichte der Agrarischen Bewegung in Deutschland, 1909, S. 243. による。

大麦などの主要穀物については、第2表に示すように最高および最低税率 maximal und minimal tariff を設けるいわゆる複関税率 Doppelariff が採用された。これによって小麦は一〇〇キログラムあたり最高七・五マルク、最低五・五マルク(従来の協定税率は三・五マルク)、ライ麦は同じく最高七・〇マルク、最低五・〇マルク(従来の協定税率は三・五マルク)に引上げられた。実際に作用するのは主として最低税率であるが、それでも従来の通商条約による協定税率にくらべてかなり大幅の引上げとなっている。このことは、それまで法律にもとづく国定税率と通商条約にもとづく協定税率が別々に存在していたものを、一本の法律のなかにくみいれ、通商条約交渉にともなう協定関税の譲歩に限界を画した点で重要な意味をもつものであった。

第二の特徴は、税率表における課税品目の分類がきわめて細分化された点である。新税率表では、九四六の税目 Position のもとに約五、四〇〇の商品記号 Warenbezeichnung が掲げられ、あらゆる商品についてきわめて精緻な分類がなされている。かような「高度の細分関税率」 stark spezifizierten Zollariff<sup>(3)</sup>をビュロー関税率と従来の関税率を区別する標識である<sup>(3)</sup>とされているが、細分化はいうまでもなく通商条約や通商協定の締結にあたって、締約国以外の第三国に対する最惠国条款の適用範囲を制限する目的をもつもので、最惠国条款の実質的意義を減殺し、それを形骸化する効果をとまなうものであった。

第三の特徴としては、通商相手国から差別待遇を受けた場合に最高一〇

第3表 通商条約交渉の経過

相 手 国	妥 結 時 期
ベ ル ギ ー	1904年6月
ポ ル シ ア	1904年7月
ル ー マ ニ ア	1904年10月
ス イ ス	1904年11月
セ ル ビ ア	1904年11月
イ タ リ ア	1904年12月
オーストリア・ハンガリー	1905年1月

Gerloff, W., Die Deutsche Zoll und Handelspolitik, 1920, S. 97. による。

○パーセントの付加税を課する、いわゆる報復関税 Vergeltungszoll を発動する規定を設けたことがあげられる。新関税法は、第一〇条においてドイツ品もしくはドイツ船舶に対して他国よりも不利な待遇をおこなう国からの輸入品については、有税品の場合には国定税率の二倍の付加税を課し、無税品の場合には価格の五〇パーセントの関税を勅令にもとづいて課し、さらに通商条約締結国からの輸入品についても、差別待遇を受けた場合には、条約上の権利が害されない限り一般の外国品とみなして付加税を課しうることを規定している。<sup>(4)</sup>

新関税法の重要な特徴はおよそ以上の三点に要約できるが、農産物を中心とする関税率の再引上げ、とくに主要穀物についての複関税制度や最惠国條款を実質的に形骸化する課税品目の細分化、報復関税制度の設定などは、従来のドイツ関税制度にはみられなかった特徴であつて、制度自体としても帝国主義的な性格をそなえていたが、う

いまでもなく新関税法の帝国主義的な意義はその実質的な役割や効果にもとめられるのである。

新関税を基準として、一九〇四年から五年にかけて七カ国とのあいだに通商条約更新のための交渉が進められた。農産物を中心とする関税率の引上げは、一般的にいつて通商条約の締結を困難にするものであつて、これら諸国との交渉はかならずしも円滑に進展したとはいえなかつた。<sup>(6)</sup>

通商条約更新のための交渉は、一九〇三年夏まずロシアとのあいだで開始された。交渉相手国は第3表にみるように、一八九〇年代のカプリヴィによる通商条約網の対象国であつた七カ国にしばられたが、このうちベルギー、

イタリヤなど主としてドイツに対する工業品輸出に利害をもつ国は、ドイツの一九〇二年関税改革による農業関税の大幅引上げによって大きな影響をうけることはなく、通商交渉の基礎としてそれぞれ現行の関税率を用い、交渉も比較的容易に妥結した。しかし、ロシア、ルーマニア、スイス、オーストリア・ハンガリーなどのドイツに対する農産物輸出を中心とする諸国は、ドイツの主要穀物最低税率の軽減を要求し、さらに税率だけでなくドイツが実施している衛生上の理由による家畜に対する輸入制限などの関税行政上の諸規制を交渉の材料としてもちだし、それらの緩和を迫った。これら四カ国は交渉に先立ち、自国の立場を有利にするためにそれぞれ関税率を改訂し、とくにドイツの輸出利害がからむ工業製品の税率を大幅に引上げて、交渉のかけひきの手段として利用している。とくにロシアは、ドイツのロシアからの穀物輸入を他国よりも（とくにアメリカ穀物よりも）優遇すべきことを要求し、交渉はきわめて難航したが、たまたま一九〇四年二月日露戦争の勃発にともなう国内の政治情勢の緊迫化などによって譲歩を余儀なくされ、ようやく妥結調印をみたのである。これら七カ国との新通商条約案は、一九〇五年二月一括して帝国議会に提案され、可決された。その同年八月ブルガリアとの通商条約が妥結して以上の諸条約に追加され、新条約は新関税法とともに一九〇六年三月一日から施行されることになった。施行後さらに一九〇六年五月スウェーデン、一九〇八年一月ポルトガル、一九一一年六月日本とのあいだに通商条約が締結されて、新通商条約の体系が拡充された。これらの新条約は、一八九〇年代の通商条約に対して修正条約 *Zusatzverträge* とよばれ、新しい規定としては、関税紛争に対して仲裁裁判規則 *Schiedsgerichts Klausel* が設けられた点（ロシアには適用されない）を除けば、ドイツの農産物関税の軽減引下げ（実際には最低税率の適用）に対して相手国側における主として工業製品関税の引下げを基礎にしており、すくなくとも表面的、形式的にはカプリーヴィ条約のあり方が踏襲さ

論 説  
 かれてゐる。ここにドイツは「関税条約政策の第二期」 Zweiter Periode der deutschen Tarifvertragspolitik をむかへ、通商条約網を強力な武器として、帝国主義的な世界市場分割戦にのり出すのであるが、その役割や意義については次項で考察してみよう。

- (1) 新関税法による関税制度全般のあり方については Manicke, *Deutschlands gegenwärtiges Zollwesen, seine Bedeutung und Verfassung, Finanzarchiv*, 1908, S. 267 ff. Commercial Department, Board of Trade, *Translation of the New General Customs Tariff of Germany*, 1908, 42頁を参照。
- (2) 税関手続については Ashley, P., *Modern Tariff History*, 3rd Ed., 1920, pp. 112~113. Clapham, J. H., *The Economic Development of France and Germany 1815-1914*, 1921, p. 321. 42頁を参照された。なお税率が引上げられたものは、表示の主要穀物のほかに農産物では、牛、羊、豚、牛肉、レーヨン、動物性脂肪、人造バター、麵類など、工業製品ではローソク、ワニス、細番手綿糸、高級リンネルおよび麻糸、靴、羊裘、ゴム製品、建具類、室内裝飾品、板紙、木材、バルブ、鑄造用材および機械などであり、逆に税率の引下げをみたものは工業用木材、練乳、石油、動力用エンジンおよび揮発油、苛性ソーダ、染料、モノアおよびアルバカ糸、生糸、太細手綿糸、下級リンネルおよび麻糸、フェルト帽、馬具、麦わらおなべ、石版石などであった。
- (3) Blaut, F.; *Deutsche Handelspolitik*, 1929, S. 114.
- (4) Board of Trade, op. cit., p. 8. Plaut, a. a. O., S. 123.
- (5) Schwabe, H., *Deutsche Zollpolitik, der autonome Tarif und die Vertragszölle und der Status quo*, 1902, S. 26.
- (6) 通商条約条約の具体経緯については Gerloff, W., *Die Deutsche Zoll und Handelspolitik von der Gründung des Zollvereins bis zum Frieden von Versailles*, 1920, SS. 97~98. Schippel, M., *Die Praxis der Handelspolitik*, 1917, SS. 59~60. を参照。
- (7) エントンの通商条約の経緯については Sartorius von Waltershausen, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815-1914*, 1923, S. 419. Gerloff, W.; *Die Finanz und Zollpolitik des deutschen Reiches*, 1913, SS. 410~414. 42頁を参照。
- (8) Schippel, a. a. O., SS. 58~59.

## 三 新関税法の役割と意義

上述のような内容をもった新関税法は、第一次大戦以前におけるドイツの帝國主義的関税の典型をなすものときれて<sup>(1)</sup>いるが、それはどのような意味で帝國主義的であると規定しうるのであろうか。本項では、新関税法および修正通商条約のもつ帝國主義的貿易政策としての役割ないし意義について二つの側面から検討してみたい。

まず第一の特徴として、新関税法が、二〇世紀初頭しだいに確立をみた金融資本の主導のもとに、重工業を中心とする独自の組織の利害とユニカーを中心とする農業的利害との妥協的調整をつうじて成立し、農業および工業の同時的保護<sup>(2)</sup>という性格をもつ点が注目される。新関税法はこれまでみてきたように主要穀物に対する複関税率の設定を中心とする農業保護の再強化が前面におしだされ、工業関税はその背後において実現され、しかもかならずしも一様に引上げられたわけではなく、据置または引下げられたものもみられたのである。この点は、表面的には新関税法の「強力な農業的傾向」*starke agrarische Tendenz*<sup>(3)</sup>をあらわすものであるが、工業関税のもつ実質的意義を過小評価することは誤りで、むしろ農業関税を前面におしださざるをえなかつた点に、すぐれて帝國主義的な貿易政策の特質がかくされているのである。農業保護の役割としては、一般的には軍事的観点にもとづく農村の培養と食糧自給体制の促進<sup>(4)</sup>とか、あるいはユニカーが政治的、社会的に強大な勢力をもつ特殊ドイツ的事情が強調されてきたが、本質的には国内農業が金融資本の再生産構造の不可欠の構成部分をなしていた点に求められなければならない。すなわち、国内農業が一方では工業の必要とする低廉な労働力人口の供給源として、他方では種々の生

活資料や農機具、農業、化学肥料などの工業製品を独占的価格で販売し、独占的利潤を取得する源泉として利用するとうかたちで、金融資本の再生産構造の一環としてくみこまれていたのであって、この限りでは農業保護の拡充強化は工業部門の独占体の利益に合致するものであった。しかもこの場合、ヒルファディングも指摘するように、工業独占資本が重工業を中心として巨額の固定資本を擁し、高度の有機的構成を示し、労賃部分が相対的に小さかったために農業関税にともなう食糧価格の騰貴による労賃の上昇に相当程度耐えられる状況にあったことも見逃がしえない。このような諸事情が新関税法における農業偏重という表面的特徴を生み出したのである。

他方、工業関税はさきに述べたように農業関税の背後においてとりあげられ、一般的には保護が強化されたが、品目によっては据置または引下げられたものも若干みられた。しかしこのことは、工業保護関税のもつ実質的意義を減殺するものではなく、重要工業製品に対する関税は、独占的組織の形成を促進するいわゆるカルテル保護関税としての性格をそなえていたとみることができると。たとえば、重工業製品の基軸である銑鉄については、一八七九年のビスマルク関税改革以来一〇〇キログラムあたり一マルクという税率が据置かれているが、鉄鋼業におけるきわめて急速な技術的發展に対応して銑鉄生産費は低減傾向にあり、同じ税率でもその実質的效果はいちじるしく異なったものとなっていたのである。<sup>(6)</sup>

かように新関税法は表面的には農業保護の再強化を前面におしだしながらも、実質的には重要工業製品についてのカルテル保護関税と主要農産物に対する高率の保護関税を同時に実現するものにほかならなかった。一八七〇年代以降のドイツの貿易政策の展開過程は、ある意味では工業における独占体の利害と国内農業の利害との対立と妥協のくりかえしであった。七九年のビスマルク改革は応急的な不況対策という性格をもちながらも、八〇年代をつ

うじて農業保護の強化に重点がおかれ、九〇年代のカプリヴィによる「新コース」政策は工業製品の輸出市場拡大をつうじて、むしろ工業保護に力点をおくものであったといえようが、一九〇二年の改革においてはじめて農業および工業の同時的保護という性格を実現したのである。その背後には、それまで種々の対立をはらんでいた工業における独占体の利害とユニカーを中心とする国内の農業的利害が、本格的な確立をみた金融資本の主導のもとに、その円滑な再生産の維持をはかるために、農業保護の強化を前面におしだすというきわめて巧妙なたちで妥協せざるをえなかったという状況が生み出されていたのである。この点にドイツにおける帝國主義的貿易政策の特徴的なあり方が認められるのである。

第二の特徴として、新関税法が国内市場の確保という保護関税のもつ消極的、防衛的側面と、輸出市場の拡大という積極的、攻撃的側面を両立させている点があげられる。この両側面はほんらいかならずしも矛盾なく一致したるものではない。国内における保護関税障壁にもとづく独占的価格の維持は必然的に国内市場の狭隘化をもたらすものであるが、鉄鋼業のように巨大な固定資本を擁する重工業においては、販路の縮小のために生産制限を実施することは技術的にも困難であり、またかえって生産費の昂騰をまねく可能性があつて、生産制限にはおのずから限度があり、過剰な商品の販路を外国市場に求めざるをえないのである。しかし国内における保護関税の引上げは、諸外国における報復的な保護政策の強化を誘発し、通常の方法をもつてしては輸出の拡大をはかることはますます困難とならざるをえないのである。かかる困難を打開する方策としては、ドイツの場合二つの手段が用いられた。いわゆるダンピングによる国内販売価格以下での輸出の強行と、通商条約網の形成による輸出市場の安定的確保策である。

ダンピングは、周知のように一八九〇年代以降、石炭、鉄鋼製品などについて強行され、とくに一九〇四年の製鋼聯合の成立を契機として、鉄鋼半製品を中心とてますます組織的になされるようになった。しかし、ダンピングは具体的に輸出カルテルによる輸出プレミアム制度というかたちで実施されるものであって、そのための手続がきわめて煩雑であるほかに、プレミアムの額が時期や地域によって変動しやすいこと、さらに種々の排他的取引条項（輸出奨励金清算所の帳簿閲覧権問題など）の存在のために、かならずしも安定した輸出拡大策とはいえなかった。<sup>(7)</sup> さらにドイツの半製品ダンピングがかえって外国の加工産業を強化して、ドイツ自身の完製品輸出を不利にならしめるなどの弊害をともなつた。<sup>(8)</sup>

ダンピングが輸出拡大策としてさまざまの欠陥や難点をもっていたのに対して、通商条約政策は、その性質上即効的効果は期待できないにしても、通商関係の長期的安定をつうじて輸出市場の確保をはかるという特徴をもっている。通商条約政策は、上述のように一八九〇年代前半にカプリヴィによる「新コース」政策の一環として展開され、工業製品を中心とする輸出市場拡大のための方策として利用されたのであるが、かような政策は新関税法のもとにおいても基本的には継承された。一九〇四―五年に締結された修正通商条約は、ドイツの農業関税の大幅引上げのためにドイツ側の譲歩には大きな限界があったが、相手国側から主として工業品関税の軽減を獲得するという点にかんしては、カプリヴィ条約と基本的には同一の性格をそなえていた。この場合、保護関税は通商条約締結交渉のための武器、手段として利用されたのであり、保護関税と通商条約はいわば表裏一体の関係にあったのである。通説的理解では通商条約政策は一八九〇年代にだけみられた一時的、過渡的な政策手段であるとされているが、二〇世紀にはいつてからも基本的には継承され、第一次大戦の勃発にいたるまでのドイツ貿易政策の重要な一環をか



たちづくっていたのである。通商条約それ自体は、貿易政策の古典的手段であつて、かならずしも帝國主義に固有の方策とはいえないが、ドイツの場合その内容や基盤はすぐれて帝國主義的な性格をそなえていたということができよう。

一九〇二年の新関税法は、前項で考察した複関税率制度の導入、最惠国條款の実質的效果を減殺する課税品目の細分化、報復関税の設定などの制度的特徴のほか、上述のようにその帝國主義的性格として、金融資本の主導のもとに工業における独占体の利益とユンカーを中心とする農業的利益との妥協的結合をはかったこと、および国内市場の確保と輸出市場の拡大という要請の両立をめざした点を指摘することができよう。国内農業を高率の関税によつて対外競争から保護し、独占体の利益につながる工業製品については国内市場の確保をはかりながら、他方は通商条約政策をつうじて輸出の拡大をめざすという二重性格 <sup>(5)</sup> Doppelnatur が新関税法の重要な特徴であつた。いうまでもなく帝國主義段階の貿易政策の役割としては、とくに資本輸出との関連——資本輸出を武器とする商品輸出の強行——をとりあげるべきであるが、小稿ではさしあたり一九〇二年関税改革のもつ帝國主義的意義について試論的に検討することにとどめたい。

- (1) 宇野弘蔵著「經濟政策論」一九五四年、二〇九ページ。
- (2) 楊井克巳編「世界經濟論」一九六一年、六ページ。
- (3) Lang, L., *Hundert Jahre Zollpolitik*, 1906, S. 620.
- (4) Dawson, W. H., *The Evolution of Modern Germany*, 2nd ed. 1919, pp. 232~233. Frost, J., *Was muss der deutsch Staatsbürger von der deutschen Landwirtschaft wissen?*, 1913, SS. 107~108.
- (5) Hilferding, R., *Das Funktionswechsel des Schutzzolles*, *Die Neue Zeit*, Bd. 21, II, 1903, S. 275.

- (6) 技術的發展が銑鉄をはじめとする鉄鋼製品の生産費にもよぼした影響については、ちよびあたりの Sonnenman, R., *Die Auswirkungen des Schutzzolls auf die Monopolisierung der deutschen Eisen und Stahlindustrie 1879—1892*, 1890, SS. 69—73. 小島精一著『鉄鋼業發展史 論』一九二五年、四二九ページを参照。
- (7) 輸出プロテクト制度の難点については、Morgenroth, W., *Die Exportpolitik der Kartelle*, 1907, S. 56 ff. 内藤三郎「製鋼聯合 (Stahlwerksverband) をめぐって—第一次大戦前、ドイツ石炭・鉄鋼業に於ける独占の形成と展開—」(『商學論集』第二五卷四号、一九二六年二月、一四七—一五七以下参照。
- (8) たごえ試、ドイツの半製品輸出がイギリスの造船業を強化した事情については、Hauser, H., *Germany's Commercial Grip on the World, her Business Methods Explained*, translated by Emanuel, M., 1917, p. 104.
- (9) Sartorius von Waltershausen, a. a. O., SS. 416—417.

〔付記〕 小稿は一九六五年六月、同志社大学人文科学研究所独占資本研究会においておこなった研究報告の要旨に加筆したものである。